釧路市地域おこし協力隊 農村地域人材育成推進員募集要領

釧路市は平成17年10月に旧釧路市・旧阿寒町・旧音別町の1市2町が合併して誕生しました。釧路、阿寒、音別地区の中山間部を中心に農地が広がり、酪農、肉用牛、馬産等の畜産業や、野菜栽培など幅広い分野の農業が営まれています。

地域の農業の現場では、農地の集約による大規模化、農業機械の導入による省力化が進む一方、農業従事者は高齢化が進み、担い手の確保が大きな課題となっています。これまで市や農協等関係機関が構成員となっている釧路市農業担い手育成推進協議会が中心となり、担い手の確保・育成に取り組んできましたが、この大きな課題の解決にはさらに取り組みを強化していく必要があると考えています。

そこで釧路市では、釧路市農業担い手育成推進協議会や地域の農業者等と連携し、農村地域人材の確保・定着に取り組む仲間を「農村地域人材育成推進員」として募集します。自らも移住者である「農村地域人材育成推進員」が発信する、移住者、働き手目線の"生きた"情報が、1人でも多くの方にとって釧路の農業に関心を持ってもらうきっかけとなり、農村地域の人材育成につながることを期待しています。

【募集概要】

募集人数	1名
募集対象	① 心身ともに健康で、地方都市の活性化に意欲があり、地域の特性や風習を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方。
	② 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方。
	③ 土日祝日や、早朝・夜間など不規則な勤務に対応できる方。
	④ インターネット、ワード、エクセルなどの一般的なパソコン操作ができる方。
	⑤ 普通自動車免許を有し、実際に運転できる方。
	⑥ 農業に関心のある方。
	⑦ 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等※(過疎地域を除く)に在住の方で、選
	考後に釧路市へ住民票を異動し、活動終了後も定住する意思のある方(釧路市への転
	入手続きは、必ず選考後に行ってください)。
	※地域おこし協力隊であった方(同一地域における活動2年以上、かつ退任後1年以内)
	で、3大都市圏外のすべての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を
	移し、住民票を異動させた方は含めることとします。
	※現住所が該当するか不明な場合など、地域要件の詳細についてはお問い合わせくださ
	٧٠°
活動概要	市や農協が構成員となっている釧路市農業担い手育成推進協議会や関係者と連携し、以
	下の業務を担っていただきます。
	① 釧路の農業や農村地域に関する情報発信業務
	・釧路市の農村地域で営まれる酪農や畑作などを中心に農作業や農業関連行事を体験
	し、その内容についてソーシャルネットワークサービス等を活用した情報発信を行
	うこと
	② 就農希望者への情報提供・支援に関する業務
	・農村地域に関する就農希望者からの相談に対応すること
	・就農希望者を釧路市農業担い手育成推進協議会や地域の関係者等へ紹介すること
	・農業体験の企画やコーディネートを行うこと

・学校訪問を実施すること ③ 農業や農村地域の活性化及び振興に関する活動 ④ 地域の農業従事者等との交流活動によるネットワークづくり ⑤ 各種研修会への参加 ⑥ その他市長が必要と認める業務 活動場所 北海道釧路市全域(活動拠点は釧路市役所本庁舎農林課農林振興係) 雇用関係 無し の有無 ① 釧路市と業務委託契約を締結し、この契約に基づいて業務を実施していただきます。 よって市とは雇用関係にないため、健康保険及び年金等はご自身で加入し、保険料等 を負担いただくことになります (下記委託料により支援あり)。 ② 1日の勤務時間は8時50分~17時20分(45分間の休憩を含む)の7時間45分を基 本とします。※ただし、業務内容により変動する場合があります。 ③ 原則として週5日間勤務とし、「釧路市職員の勤務時間等に関する条例」及び「釧路市 委嘱形態 の休日を定める条例」により算出した市職員のこの月の勤務日の日数を下回らないも のとします。 ④ 月に1回、実際活動した内容・時間・所要経費等について書面等により報告をしてい ただきます。 ⑤ 地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で兼業を認めます。(要届出) ① 地域おこし協力隊は市長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から令和8年3月31日までと します。 ・委嘱の日は令和7年10月1日以降を想定しております。 ・業務委託契約締結後、活動を開始していただきます。 委嘱期間 ② 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することが できます。(最初の委嘱の日から最長3年間)。 ③ 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても解 嘱することがあります。 委託料は以下の「人件費」及び「活動に要する経費」のそれぞれを合算した額で年額最 大 5,500,000 円となります。 (1) 人件費 毎月の活動報告等の内容を審査し適正と認められるとき、月額375,000円を上限とし支 払います。 委託料 (2) 活動に要する経費 本業務に必要となる以下の経費については、毎月の活動報告等の内容を審査し適正と認 められるとき、年額1,000,000円(活動期間が1年に満たない場合は月割、日割りにより 計算した額)を上限に支払います。 1. 健康保険・年金等の保険料等の 1/2 (年額上限 350,000 円) 2. 住居借上料の 1/2 (共益費・居住地駐車場代を含む 月額上限 28,000円)

3. 車両維持費 (燃料費・保険料・リース料など 月額上限 60,000 円) ※活動に係る走行距離に応じて按分 ※対人及び対物保証が無制限の任意保険へ加入すること 4. 通信費 (電話・インターネット関係経費 月額上限 10,000 円) 5. 備品消耗品・印刷費(備品・消耗品関係経費) 6. 傷害·損害賠償保険(年額上限 40,000 円) ※活動中の自身の傷害、第三者へ損害を与えた場合に対応する保険へ加入すること 7. その他 活動旅費、研修・資格取得等に要する経費等、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年 3月31日付け総行応第38号)に基づいて市が適正と認めたもの ※適正と認めた場合でも、市と協議の上、経費の支払に別途上限額を設ける場合がある ※各上限額について、この金額に準じることが難しい場合は市と協議することとする ※上記金額は全て税込金額とする 申込期間 令和7年8月5日(火)~令和7年9月8日(月)午後5時(必着) ① 釧路市地域おこし協力隊応募用紙を釧路市ホームページよりダウンロードしてくだ さい。 https://www.city.kushiro.lg.jp/ sangyou/nourin/1006276/1015995.html ② 必要事項を記入し写真を貼付した応募用紙に必要書類を添付して下記まで郵送また は持参してください。 応募方法 必要書類:住民票抄本(応募者本人分・申込期間開始日以降のもの) 普通自動車運転免許証の写し(裏面も記載があれば必要) : 〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所 農林課 宛て 送付先 ※提出された書類は返却いたしません。 第一次强考 ・所定の応募用紙による書類選考を行います。 ・選考結果は9月下旬に文書にて通知します。 (2)第二次選考 選考方法 ・第一次合格者を対象に、釧路市内で対面による面接を基本として実施します。(詳 細は別途通知します。) ・選考結果は文書にて通知します。 ※釧路市までの交通費等は個人負担となります。 ※Web による面接となる場合があります。 ① 募集に関する質問は、郵送、ファックス又はメールで受け付けます。質問の様式は問 いません。電話での質問は受け付けませんのでご留意ください。 その他 ② 質問の回答は、質問者に郵送、ファックス又はメールで返信しますので、住所、ファ ックス番号又はメールアドレスをご記載ください。

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市産業振興部農林課農林振興係(担当:豊田、坂本)

TEL : 0154-31-2552 FAX: 0154-31-2553

E-mail: no-nourin@city.kushiro.lg.jp

~釧路市ってどんなまち?~

問合先

○ひがし北海道の拠点都市 (育児・教育・医療機関が充実!)

人口約16万人(令和2年国勢調査:北海道内6番目)

保育所等(保育所等14か所、幼稚園14か所、認定こども園27か所)

学校教育(小学校26校、中学校15校、義務教育学校1校、

高等・高等専門学校 9 校、大学・短大 3 校、特別支援学校 2 校)

医療機関 (病院・診療所 100 か所以上 うち総合病院 3 か所)

○すごしやすい気候

涼しい夏(7~9月の日最高平均気温は21.5℃ ※2014~2023 年 気象庁 HP より) 雪の少ない冬(12~3月の月平均合計降雪量は28.7 cm ※2021~2023 年 気象庁 HP より) 花粉ゼロ(スギ、ヒノキ自生なし ※シラカバは微量の花粉が5月頃をピークに飛散)

○豊かな自然

2つの国立公園(「釧路湿原国立公園」「阿寒摩周国立公園」) 特別天然記念物の生息(「タンチョウ」、「阿寒湖のマリモ」) 世界三大夕日

○魅力あふれるグルメ

ザンギ、スパカツ、釧路そば、炉端焼き など